平成30年度第1回
香川支部評議会
資料1

平成29年度全国健康保険協会決算報告

平成30年7月19日

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

協会けんぽの平成 29 年度決算見込み（医療分）について［概要］

＜協会会計と国の特別会計との合算ベース＞

平成 30 年 7 月 6 日
全国健康保険協会

＜全体の収支状況＞

○ 平成 29 年度は収入（総額）が 9 兆 9,485 億円、支出（総額）が 9 兆 4,998 億円となり、収支差は 4,486 億円となりました。

＜収入の状況＞

○ 収入（総額）は前年度から 3,265 億円の増加となりました。主に「保険料収入」が 3,833 億円増加（4.6%）したことによるものですが、これは保険料を負担する被保険者の人数が 3.9%増加したこと、被保険者の賃金（標準報酬月額）が 0.6%増加したことが要因です。（なお、賃金の伸びについては、28 年度の+1.1%の伸びと比較して半減しましたが、これは、28 年度に制度改正（標準報酬月額の上限引上げ）の影響があり、その影響を除いた 28 年度の賃金の伸びは+0.6%です。）

＜支出の状況＞

○ 支出（総額）は前年度から 3,765 億円の増加となりました。これは、収入（総額）の増加 3,265 億円を上回るものです。

○ 支出の 6 割を占める保険給付費（総額）については、前年度から 2,366 億円増加しました。また、前年度からの伸びは+4.2%と、28 年度の伸び（+3.3%）と比較しても増加しました。これは、28 年度に診療報酬のマイナス改定の影響があり、一時的に伸びが抑制されていたことなどが要因です。

○ 支出の 4 割を占める高齢者医療に係る「拠出金等」についても、前年度から 1,235 億円増加しました。これは、高齢者医療費の伸びに加えて、近年、伸びを抑制していたマイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響が 29 年度になかったことが要因です。

29年度　決算（見込み）のポイント

＜　協会会計と国の特別会計との合算ベース　＞

収入は　9 兆 9,485億円

⇒　被保険者の増加等により保険料収入が増加。前年度比は3,265億円の増加（+3.4%）となった。

○　保険料収入は3,833億円増加した。保険料を負担する被保険者の「人数（被保険者数）」が増加（+3.9%）したこと、「賃金（標準報酬月額）」が増加（+0.6%）したことが主な要因。この結果、29年度の保険料収入の伸び率は+4.6%となった。（なお、賃金の伸びについては、28年度の伸び（+1.1%）と比較して半減したが、これは、28年度に制度改正（標準報酬月額の上限引上げ）の影響があり、その影響を除いた28年度の賃金の伸びは+0.6%となる。）また、人数の伸び率+3.9%は、協会による医療保険の運営が始まった20年度以降で最も高い伸びとなっている。＜詳細は6ページを参照＞

○　国庫補助等は554億円減少した。補助対象となる保険給付費（総額）は増加しているものの、同じく補助対象の後期高齢者支援金等の加入者割相当額が制度改正により減少（総報酬割部分が拡大：28年度2/3 → 29年度全面総報酬割）したことが主な要因。

支出は　9兆 4,998億円

⇒　加入者の増加等により保険給付費が増加。加えて高齢者医療にかかる拠出金等も増加し、前年度比は3,765億円の増加（+4.1%）となった。

○　支出の6割に相当する保険給付費（総額）は、2,366億円増加した。加入者の「人数（加入者数）」が増加（+2.5%）したことが主な要因になるが、29年度の保険給付費の伸び率は+4.2%と、前年度の伸び（+3.3%）を上回った。これは、前年度の28年度の「医療費（加入者1人当たり医療給付費）」が、診療報酬のマイナス改定の影響を受け一時的に伸びが抑制されていたこと（28年度:+1.1%→29年度:+1.9%）が主な要因。＜詳細は6ページを参照＞

○　高齢者医療にかかる拠出金等（総額）は、1,235億円増加（+3.7%）した。これは、他の保険者と比較して低廉な賃金水準の協会けんぽにおいて、後期高齢者支援金の全面総報酬割への移行に伴う拠出金の減少要素があるものの、高齢者医療費の伸びに加えて、近年、拠出金の伸びを抑制していたマイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響がなかったことによるものである。＜詳細は7ページを参照＞

この結果、29年度 の収支差は4,486億円 となり、前年度比は500億円 の減少となった。

○　収支差が前年度比で減少（▲500億円）した要因は、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回ったことによるものである。29年度の収支差は4,486億円であるが、このように保険給付費の増加のほか、拠出金等について、制度改正により伸びが抑制されている29年度においても大幅に増加し、収支差は減少する傾向があることについて、十分留意が必要と考えている。

○　なお、29年度末の準備金残高は2兆2,573億円となった。この金額は、保険給付費等に要する費用の3.1ヵ月分に相当する。＜詳細は14ページを参照＞

協会けんぽ(医療分)の 29年度決算見込み

（単位：億円）

		28年度 決算	（前年度比）	29年度 決算見込み	（前年度比）
収入	保険料収入 ＜伸び率＞	84,142	（+3,681）＜4.6%＞	87,974	（+3,833）＜4.6%＞
	国庫補助等	11,897	（+82）	11,343	（▲554）
	その他	181	（+39）	167	（▲14）
	計 ＜伸び率＞	96,220	（+3,802）＜4.1%＞	99,485	（+3,265）＜3.4%＞
支出	保険給付費 ＜伸び率＞	55,751	（+1,790）＜3.3%＞	58,117	（+2,366）＜4.2%＞
	［医療給付費］	[50,401]	（+1,640）	[52,652]	（+2,251）
	［現金給付費］	[5,350]	（+150）	[5,464]	（+115）
	拠出金等 ＜伸び率＞	33,678	（▲494）＜▲1.4%＞	34,913	（+1,235）＜3.7%＞
	［前期高齢者納付金］	[14,885]	（+92）	[15,495]	（+610）
	［後期高齢者支援金］	[17,699]	（▲20）	[18,352]	（+653）
	［退職者給付拠出金］	[1,093]	（▲567）	[1,066]	（▲27）
	その他	1,805	（▲28）	1,969	（+164）
	計 ＜伸び率＞	91,233	（+1,268）＜1.4%＞	94,998	（+3,765）＜4.1%＞
単年度収支差		4,987	（+2,534）	4,486	（▲500）
準備金残高		18,086	（+4,987）	22,573	（+4,486）
保険料率		10.00%	（±0.0%）	10.00%	（±0.0%）

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

賃金の動向

（万円）

	28年度	29年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者１人当たり＞	28.3 （+1.1%）	28.5 （+0.6%）

医療費の動向

（万円）

	28年度	29年度
１人当たり保険給付費 ＜加入者１人当たり＞	14.8 （+1.0%）	15.1 （+1.7%）
（再掲）［１人当たり医療給付費］	[13.4] （+1.1%）	[13.6] （+1.9%）

加入者数等の動向

（万人）

	28年度	29年度
加入者数	3,764.2 （+2.3%）	3,859.7 （+2.5%）
被保険者数	2,212.3 （+3.5%）	2,299.7 （+3.9%）
扶養率	0.702	0.678

1. 決算の推移

＜ 協会会計と国の特別会計との合算ベース ＞

（単位：億円）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度（見込み）
収入	保険料収入	62,013	59,555	67,343	68,855	73,156	74,878	77,342	80,461	84,142	87,974
	＜伸び率＞	＜▲1.1%＞	＜▲4.0%＞	＜13.1%＞	＜2.2%＞	＜6.2%＞	＜2.4%＞	＜3.3%＞	＜4.0%＞	＜4.6%＞	＜4.6%＞
	国庫補助等	9,093	9,678	10,543	11,539	11,808	12,194	12,559	11,815	11,897	11,343
	その他	251	501	286	186	163	219	1,134	142	181	167
	計	71,357	69,735	78,172	80,580	85,127	87,291	91,035	92,418	96,220	99,485
	＜伸び率＞	＜0.4%＞	＜▲2.3%＞	＜12.1%＞	＜3.1%＞	＜5.6%＞	＜2.5%＞	＜4.3%＞	＜1.5%＞	＜4.1%＞	＜3.4%＞
支出	保険給付費	43,375	44,513	46,099	46,997	47,788	48,980	50,739	53,961	55,751	58,117
	＜伸び率＞	＜1.6%＞	＜2.6%＞	＜3.6%＞	＜1.9%＞	＜1.7%＞	＜2.5%＞	＜3.6%＞	＜6.3%＞	＜3.3%＞	＜4.2%＞
	［医療給付費］	[38,572]	[39,415]	[40,912]	[41,859]	[42,801]	[44,038]	[45,693]	[48,761]	[50,401]	[52,652]
	［現金給付費］	[4,803]	[5,098]	[5,188]	[5,138]	[4,987]	[4,941]	[5,046]	[5,199]	[5,350]	[5,464]
	拠出金等	29,016	28,773	28,283	29,752	32,780	34,886	34,854	34,172	33,678	34,913
	＜伸び率＞	＜1.0%＞	＜▲0.8%＞	＜▲1.7%＞	＜5.2%＞	＜10.2%＞	＜6.4%＞	＜▲0.1%＞	＜▲2.0%＞	＜▲1.4%＞	＜3.7%＞
	［前期高齢者納付金］	[9,449]	[10,961]	[12,100]	[12,425]	[13,604]	[14,466]	[14,342]	[14,793]	[14,885]	[15,495]
	［後期高齢者支援金］	[13,131]	[15,057]	[14,214]	[14,652]	[16,021]	[17,101]	[17,552]	[17,719]	[17,699]	[18,352]
	［老人保健拠出金］	[1,960]	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]	[0]	[0]
	［退職者給付拠出金］	[4,467]	[2,742]	[1,968]	[2,675]	[3,154]	[3,317]	[2,959]	[1,660]	[1,093]	[1,066]
	［病床転換支援金］	[9]	[12]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
	その他	1,257	1,342	1,249	1,243	1,455	1,559	1,716	1,832	1,805	1,969
	計	73,647	74,628	75,632	77,992	82,023	85,425	87,309	89,965	91,233	94,998
	＜伸び率＞	＜1.7%＞	＜1.3%＞	＜1.3%＞	＜3.1%＞	＜5.2%＞	＜4.1%＞	＜2.2%＞	＜3.0%＞	＜1.4%＞	＜4.1%＞
単年度収支差		▲ 2,290	▲ 4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486
準備金残高		1,539	▲ 3,179	▲ 638	1,951	5,054	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573

保険料率		8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

2. 主要計数の推移

（被保険者数や加入者数の動向）

○ 被保険者数の推移は、22年度以降、緩やかな増加傾向が続いていたが、25年度に+2%近い伸び率となったことを契機に、その後は年を追うごとに伸び率の上昇が続いている。

○ 29年度もこの傾向は続き、被保険者数は3.9%（前年度：3.5%）、加入者数は2.5%（同：2.3%）の増加となった。なお、被保険者数の増加3.9%（加入者数の増加2.5%）は、協会による医療保険の運営が始まった20年度以降で最も高い伸びとなっている。また、被保険者数の伸びが加入者全体の伸びを上回る傾向が続いていることから、扶養率については、年々低下する傾向が強まっている。

（賃金の動向）

○ 保険料収入の基礎となる賃金（標準報酬月額）は、リーマンショック（20年秋）による景気の落込みから21～23年度にかけて大きく落ち込んだが、24年度には底を打って、その後上昇に転じた。

○ 29年度の伸び率は+0.6%であり、5年連続の上昇となった。標準報酬月額は28.5万円と、ようやくリーマンショック前の水準（28.5万円）まで回復した。（なお、賃金の伸びについては、28年度の伸び（+1.1%）と比較して半減しているが、これは、28年度に制度改正（標準報酬月額の上限引上げ）の影響があり、その影響を除いた28年度の賃金の伸びは+0.6%となる。）

（医療費の動向）

○ 1人当たりの医療給付費（保険給付費の9割を占める）の伸び率は、20～22年度までは+2%後半～+3%半ばで推移したのち、23年度以降は鈍化して、26年度までの伸びは+1%後半～+2%前半にとどまっていた。

○ しかしながら、27年度に高額な薬剤が新たに保険医薬品として収載されたことから、26年度までの傾向から一転して、+4.4%と高い伸びとなった。また、翌年度（28年度）には、診療報酬改定のマイナス改定や27年度の高い伸びの反動等から、伸び率は+1.1%と急激に鈍化した。

○ 29年度は、27年度や28年度のような伸び率の著しい増減はなく、1人当たりの医療給付費の伸び率は+1.9%と26年度以前の伸びの水準となった。

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	（万人）	1,981.0 （+0.9%）	1,962.4 （▲0.9%）	1,967.7 （+0.3%）	1,969.9 （+0.1%）	1,986.1 （+0.8%）	2,021.3 （+1.8%）	2,071.2 （+2.5%）	2,136.7 （+3.2%）	2,212.3 （+3.5%）	2,299.7 （+3.9%）
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	（円）	285,156 （+0.1%）	280,149 （▲1.8%）	276,217 （▲1.4%）	275,307 （▲0.3%）	275,295 （▲0.0%）	276,161 （+0.3%）	277,911 （+0.6%）	280,327 （+0.9%）	283,351 （+1.1%）	285,059 （+0.6%）
加入者数	（万人）	3,502.1 （+0.3%）	3,480.7 （▲0.6%）	3,489.6 （+0.3%）	3,487.3 （▲0.1%）	3,499.3 （+0.3%）	3,540.8 （+1.2%）	3,601.5 （+1.7%）	3,680.9 （+2.2%）	3,764.2 （+2.3%）	3,859.7 （+2.5%）
扶養率		0.768 （▲0.010）	0.774 （+0.006）	0.773 （▲0.001）	0.770 （▲0.003）	0.762 （▲0.008）	0.752 （▲0.010）	0.739 （▲0.013）	0.723 （▲0.016）	0.702 （▲0.021）	0.678 （▲0.024）
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	（円）	123,794 （+1.3%）	127,826 （+3.3%）	132,044 （+3.3%）	134,705 （+2.0%）	136,513 （+1.3%）	138,279 （+1.3%）	140,830 （+1.8%）	146,549 （+4.1%）	148,064 （+1.0%）	150,544 （+1.7%）
［1人当たり医療給付費］	（円）	110,087 （+2.8%）	113,191 （+2.8%）	117,189 （+3.5%）	119,988 （+2.4%）	122,269 （+1.9%）	124,331 （+1.7%）	126,827 （+2.0%）	132,429 （+4.4%）	133,857 （+1.1%）	136,389 （+1.9%）

（　）内は前年度対比の伸び率、扶養率は前年対比の増減。20年度は老人保健法による医療の対象者について除いて算出している。

3. 拠出金等の推移

（これまでの推移）

○ 拠出金等の支出は、23年度まで3兆円を下回っていたが、その後は大幅に増加して25年度には3兆4,886億円に達した。特に24～25年にかけての増加額は5,134億円におよび、わずか2年で拠出金の負担は2割増加となった。なお、高齢者の医療費が年々増加する中、退職者医療制度の廃止、後期高齢者支援金等の総報酬割分の拡大といった制度改正や精算（概算納付分の戻り）の影響により、26年度以降の3年間で合計1,208億円減少した。

（29年度の動向）

○ 29年度の拠出金総額は、前年度から3.7%（1,235億円）増加して3兆4,913億円となった。制度別の増減 （4ページ目） をみると、退職者給付拠出金は27億円減少した(注1)が、前期高齢者納付金と後期高齢者支援金は、全面総報酬割移行(注2)に伴う拠出金の減少要素がある中で、高齢者医療費の伸びに加え、近年、拠出金の伸びを抑制していたマイナス精算（概算納付分の戻り）の影響がなかったことにより1,263億円の増加となっている。

○ 概算納付分と精算分の増減（下表）をみると、29年度精算分等（退職者給付拠出金分を含む）は、前年度対比で増加（+1,297億円）しており、これが拠出金増加の要因となっている。

○ なお、29年度の拠出金に関して、前年度から1,235億円増加したが、制度改正（全面総報酬割への移行や退職者給付拠出金の減少）がなかった場合は、高齢者医療費の伸び等により、拠出金が大幅に増加（3,309億円）していたことになる。この制度改正の影響については、一時的なものであることに留意が必要と考えている。

（注1）退職者給付拠出金は、27年度から新規適用がなくなった（26年度で経過措置による新規適用終了）ため、今後、徐々に減少。
（注2）後期高齢者支援金等は、総報酬割部分が27年度からの3年間で段階的に拡大。このため、27～29年度までの3年間については、総報酬割の拡大がなかった場合に比べて、実際の増加額は低減。
〔 27年度：1/3→ 1/2　28年度：1/2→ 2/3　29年度：2/3→ 3/3（全面総報酬割）〕

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	制度改正がなかった場合 29年度
拠出金等（億円）	29,016 (+276)	28,773 (▲243)	28,283 (▲490)	29,752 (+1,469)	32,780 (+3,028)	34,886 (+2,106)	34,854 (▲32)	34,172 (▲682)	33,678 (▲494)	34,913 (+1,235)	36,987 (+3,309)
概算納付分（億円）	27,909 (+545)	28,478 (+568)	28,558 (+81)	29,726 (+1,167)	32,027 (+2,301)	34,054 (+2,027)	35,163 (+1,109)	35,083 (▲80)	34,839 (▲244)	34,777 (▲62)	36,851 (+2,012)
（増減内訳）［前期高齢者納付金］	[+9,447]	[+1,512]	[+544]	[+316]	[+1,185]	[+782]	[+673]	[+531]	[+74]	[+114]	[+514]
（増減内訳）［後期高齢者支援金］	[+13,129]	[+1,926]	[▲230]	[+396]	[+842]	[+1,064]	[+768]	[+375]	[+118]	[+298]	[+1,498]
（増減内訳）［老人保健拠出金］	[▲15,462]	[▲1,505]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
（増減内訳）［退職者給付拠出金］	[▲6,577]	[▲1,369]	[▲221]	[+455]	[+273]	[+181]	[▲331]	[▲985]	[▲436]	[▲474]	[0]
（増減内訳）［病床転換支援金］	[+8]	[+4]	[▲12]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
精算分等（億円）	1,106 (▲269)	295 (▲811)	▲ 275 (▲571)	26 (+302)	754 (+727)	832 (+78)	▲ 309 (▲1,141)	▲ 911 (▲602)	▲ 1,161 (▲250)	136 (+1,297)	136 (+1,297)

（ ）及び［ ］内は前年度対比の増減。

支出に占める割合	39.4%	38.6%	37.4%	38.1%	40.0%	40.8%	39.9%	38.0%	36.9%	36.8%	—
（高齢者医療への被用者保険間負担割合）	加入者割		1/3総報酬割	（注）22年度は8ヵ月分のみ（4ヵ月分は加入者割）				1/2総報酬割	2/3総報酬割	全面総報酬割	2/3総報酬割
（退職者医療制度）	経過措置期間（新規適用あり）							（新規適用なし）			（新規適用なし）

香川支部に関する資料

平成29年度の収支（暫定版）

	収入						支出																収支差		
	保険料収入		その他収入			計	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)								現金給付費等(国庫補助等を除く)	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	業務経費(国庫補助を除く)	一般管理費(国庫負担を除く)	その他支出	平成27年度の収支差の精算	特別計上分(業務経費の別掲)	計	計	全国平均分	地域差分
		一般分		債権回収以外	債権回収			医療給付費 (A)-(B)	医療給付費 (A)	震災特例分(B)		年齢調整額	所得調整額	激変緩和											
										平成27年度の協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)														
全国計	8,797,446	8,795,250	16,509	5,112	11,397	8,813,955	4,511,222	4,511,222	4,513,199	132	1,845				388,754	3,287,482	114,239	35,440	28,124	0	72	8,365,333	448,622	448,622	0
37 香川	85,832	85,811	190	49	141	86,022	44,764	48,601	48,601			▲304	▲2,237	▲1,296	3,703	31,317	1,088	338	268	117	0	81,594	4,427	4,274	154

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成29年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成27年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(波及増分)を表す。
5.「平成27年度の収支差の精算」は、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

平成29年度の収支別収支差（地域差分）の保険料率換算（暫定版）

	支部別収支差（地域差分） (a)	総報酬額(29年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100	(順位)
	(百万円)	(百万円)	(%)	
37 香川	154	838,000	0.02	(11)

・平成31年度の保険料率の算定においては、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
・平成31年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、平成29年度の支部の収支差(地域差分)を平成31年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を平成29年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。

平成30年度都道府県単位保険料率の算定について

（単位：%）

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b) 年齢調整	調整(b) 所得調整	医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.83)	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上等除く） (c)	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上等含む） (c+α)
全　国	5.17	－	－	5.17	10.00	10.00	10.00
37　香　川	5.80	▲ 0.04	▲ 0.26	5.50	10.33	10.24	10.23

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46%）、前期高齢者納付金等（3.61%）、保健事業費等（0.79%）、その他収入（▲0.02%）に係る合計の保険料率（4.83%）を加算したものである。
・保険料率（c）は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の7.2となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.83%を加算したものである。
・保険料率（c+α）は、保険料率(c)には含まれていない、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したもの。

(a) 香川支部の医療給付費についての調整前の所要保険料率　*5.80%*

香川支部の医療給付費（平成30年度見込み）　＝　**51,478**　百万円･･･①（注1）

香川支部の 総報酬額　（平成30年度見込み）　＝　**888,320**　百万円･･･②（注2）

▶ ①／②＝*0.057949･･･* ⇒ *5.80%*

（注1）・各支部の医療給付費の平成28年度実績から東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
（注2）平成28年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成30年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

(b) 香川支部の年齢調整率　*▲0.04%*

年齢（歳）	全国 加入者数（百人）(A)	全国 加入者数構成比 (B)	香川 加入者数（百人）(C)	香川 加入者数構成比 (D)	香川 全国構成比による加入者数（百人）(E)【(C)の計×(B)】	全国 一人あたり医療給付費（円）(F)	香川 平均給付費（円）(G)【(F)×(E)】	香川 標準給付費（円）(H)【(F)×(C)】	香川 年齢調整額（円）(I)【(G)−(H)】
0～4	19,827	5.03%	209	5.18%	202	178,521	36,111,741	37,223,326	−1,111,585
5～9	21,322	5.41%	228	5.66%	218	89,551	19,481,095	20,394,799	−913,704
10～14	21,756	5.52%	234	5.81%	222	68,424	15,187,622	16,004,835	−817,212
15～19	23,324	5.91%	248	6.15%	238	54,112	12,876,691	13,395,735	−519,044
20～24	26,029	6.60%	258	6.41%	266	50,950	13,530,242	13,138,691	391,551
25～29	27,467	6.96%	266	6.61%	280	62,990	17,652,040	16,750,206	901,835
30～34	30,994	7.86%	306	7.61%	316	72,147	22,814,108	22,100,641	713,467
35～39	34,414	8.73%	354	8.79%	351	78,342	27,506,884	27,717,390	−210,506
40～44	39,687	10.06%	413	10.25%	405	86,717	35,112,149	35,781,087	−668,937
45～49	35,649	9.04%	346	8.59%	364	105,637	38,421,494	36,516,359	1,905,135
50～54	30,211	7.66%	288	7.15%	308	136,184	41,975,577	39,163,692	2,811,884
55～59	28,997	7.35%	296	7.34%	296	171,240	50,659,804	50,601,846	57,959
60～64	27,693	7.02%	290	7.21%	283	215,802	60,971,690	62,637,420	−1,665,729
65～69	19,533	4.95%	214	5.32%	199	281,177	56,033,704	60,198,650	−4,164,946
70～74	7,509	1.90%	77	1.91%	77	436,176	33,417,281	33,484,061	−66,780
計	394,410	100.00%	4,024	100.00%	4,024	119,720	481,752,123	485,108,735	*-3,356,611* ･･･③

▶ ③／②＝*−3.77861･･･* ⇒ *▲0.04%*

・(A)～(E)：各支部の年齢階級別加入者数の平成28年度実績に、全国計の加入者数の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
数値は、年度の平均値。
・(F)　：平成28年度実績における年齢階級別加入者１人当たり医療給付費から、東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者１人当たり医療給付費の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

(b) 香川支部の所得調整率　▲0.26%

全国の医療給付費（平成30年度見込み）　＝　4,721,865 百万円･･･④（注1）

全国の 総報酬額　（平成30年度見込み）　＝　91,401,222 百万円･･･⑤（注2）

全国の平均一人あたり医療給付費（平成30年度見込み）　＝　119,720 円･･･⑥

香川支部の 総報酬額　（平成30年度見込み）　＝　888,320 百万円･･･②（注2）

香川支部の 加入者数　（平成30年度見込み）　＝　402,400 人･･･⑦（注3）

④×②／⑤－⑥×⑦＝－2,285,499,547･･･⑧

⑧／②＝－0.00257･･･　⇒　▲0.26%

（注1）・各支部の医療給付費の平成28年度実績から東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
（注2）平成28年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成30年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。
（注3）各支部の年齢階級別加入者数の平成28年度実績に、全国計の加入者数の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
数値は、年度の平均値。

共通料率等　4.83%

共通料率（A'＋B'－C'）		4.83 %
A'第2号都道府県単位保険料率		4.07 %
B'第3号都道府県単位保険料率	（注4）	0.79 %
C'収入等の率	（注5）	0.02 %
第1号平均保険料率		5.17 %
計		10.00 %

･･･傷病手当金等の現金給付0.46%　＋　前期高齢者納付金等　3.61%

･･･保健事業費等　0.79%

（注4）・平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。
・支部ごとの特別計上分は含まれていない。
（注5）・平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(c+α) 香川支部の精算･特別計上等　▲0.01%

平成28年度の香川支部の収支差　＝　108 百万円･･･⑨（注6）

香川支部の総報酬額（平成30年度見込み）　＝　888,320 百万円･･･②（注2）

香川支部の業務経費に係る特別計上分経費（平成30年度見込み）　＝　0円･･･⑩

⑨／②＝0.000122003　⇒　▲0.01%

⑩／②＝0　⇒　－%

（注2）平成28年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成30年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。
（注6）当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第３号経費」に加算する。

健康保険法
第160条第3項1号

支部ごとの
療養の給付費等
に要する額

5.80%

健康保険法
第160条第4項

年齢調整
▲0.04%

所得調整
▲0.26%

調整後の療養の給付費等に係る保険料率

香川**5.50%**　（全国5.17%）

激変緩和措置

香川5.50% と 全国5.17% との差0.33%を
7.2/10 に縮小

0.33×7.2/10＝0.24%

⇒5.17+0.24＝5.41%

支部ごとの
医療費に係る部分

激変緩和措置後
保険料率

5.41%

＋

健康保険法
第160条第3項2号

前期高齢者納付金・
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)

現金給付に要する額

健康保険法
第160条第3項3号

保健事業等に要する額

業務経費等

借入金償還金等

4.83%

＋

健康保険法
施行規則
第135条の7

平成28年度の
支部ごとの収支決算
における収支差

108 百万円

▲0.01%

＋

健康保険法
第160条第3項3号

支部の保健事業等
に要する額
(特別計上分)

0 円

－%

＝ **10.23%**

参考資料

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

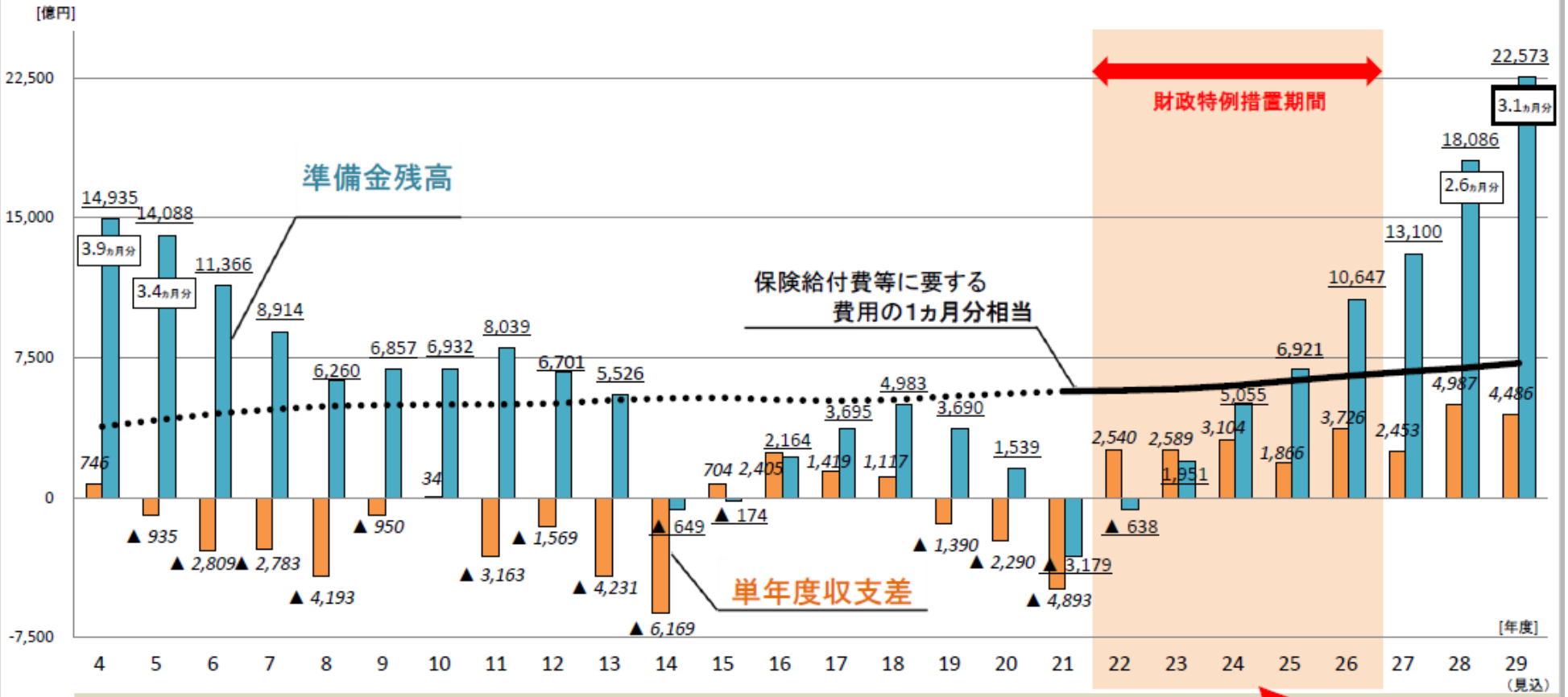

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（12年度）
・介護保険制度導入

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（28年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

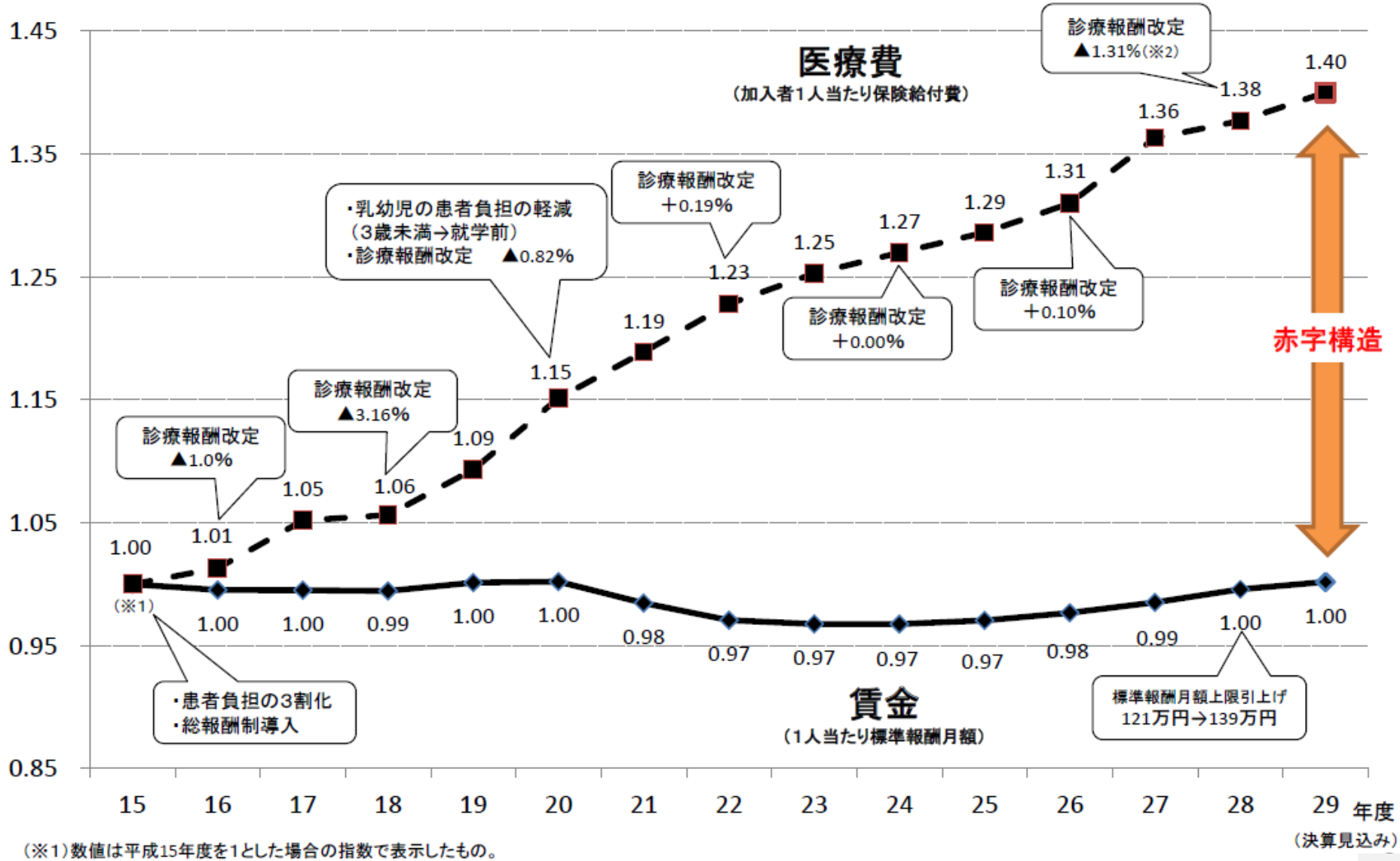

（※1）数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。
（※2）▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

協会の29年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要

(億円)

		(a)＋(b)	医療分(a)	介護分(b)
収入	保険料等交付金	97,249	88,532	8,717
	任意継続被保険者保険料	739	694	45
	国庫補助金等	12,517	11,343	1,174
	その他	154	154	0
	計	110,659	100,724	9,935
支出	保険給付費	58,117	58,117	0
	拠出金等	34,913	34,913	0
	介護納付金	9,858	0	9,858
	業務経費・一般管理費	1,600	1,600	0
	その他	113	113	0
	計	104,601	94,743	9,858
収　支　差		6,057	(※) 5,980	77

注)1. 「協会決算」における医療分(a)の収支差(※5,980億円)と、「協会会計と国の特別会計との合算ベース」(P.2)における収支差(4,486億円)との差異(1,494億円)は、国に留保されている未交付分保険料によるものである。具体的には、28年度末時点で未交付となっていた2,116億円が29年度に交付された一方で、29年度末時点で未交付となった622億円が30年度の交付となることによるもの。
なお、これらの未交付分は保険料率の算定には影響しない。（1,494億円 ＝ 2,116億円－622億円）

2. 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 上記の相関関係を示したものが、11頁の図表になる。

合算ベースの収支（協会会計と国の特別会計との合算）と協会決算との相違（29年度医療分）

（単位：億円）

④過誤納保険料等
23

【国】
年金特別会計
健康勘定

⑥保険料収入等のうちの未交付分
（29年度保険料のうち、30年度に交付される分）
622

【国】
年金特別会計
業務勘定

③業務勘定繰入
（適用・徴収経費）
233

②雑収入（国） 13
（前年度の業務勘定繰入剰余金等）

①保険料
87,280

保険料収入
87,974

保険料等交付金〔（①＋②）－（③＋④）＋⑤(※1)－⑥〕
88,532

⑧任継保険料
694

【協会】

（収入）		（支出）	
保険料等交付金	88,532	保険給付費	58,117
任継保険料	694	拠出金等	34,913
国庫補助金等	11,343	業務経費・一般管理費	1,600
その他	154	その他	113
計	100,724	計	94,743

合算ベースの収支
（保険料率算定の基礎）

協会決算
（医療分）

（※1） ⑤は28年度保険料等のうち、29年度に協会に交付された交付金（2,116）
（※2） 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移（指数）

H30年3月末時点

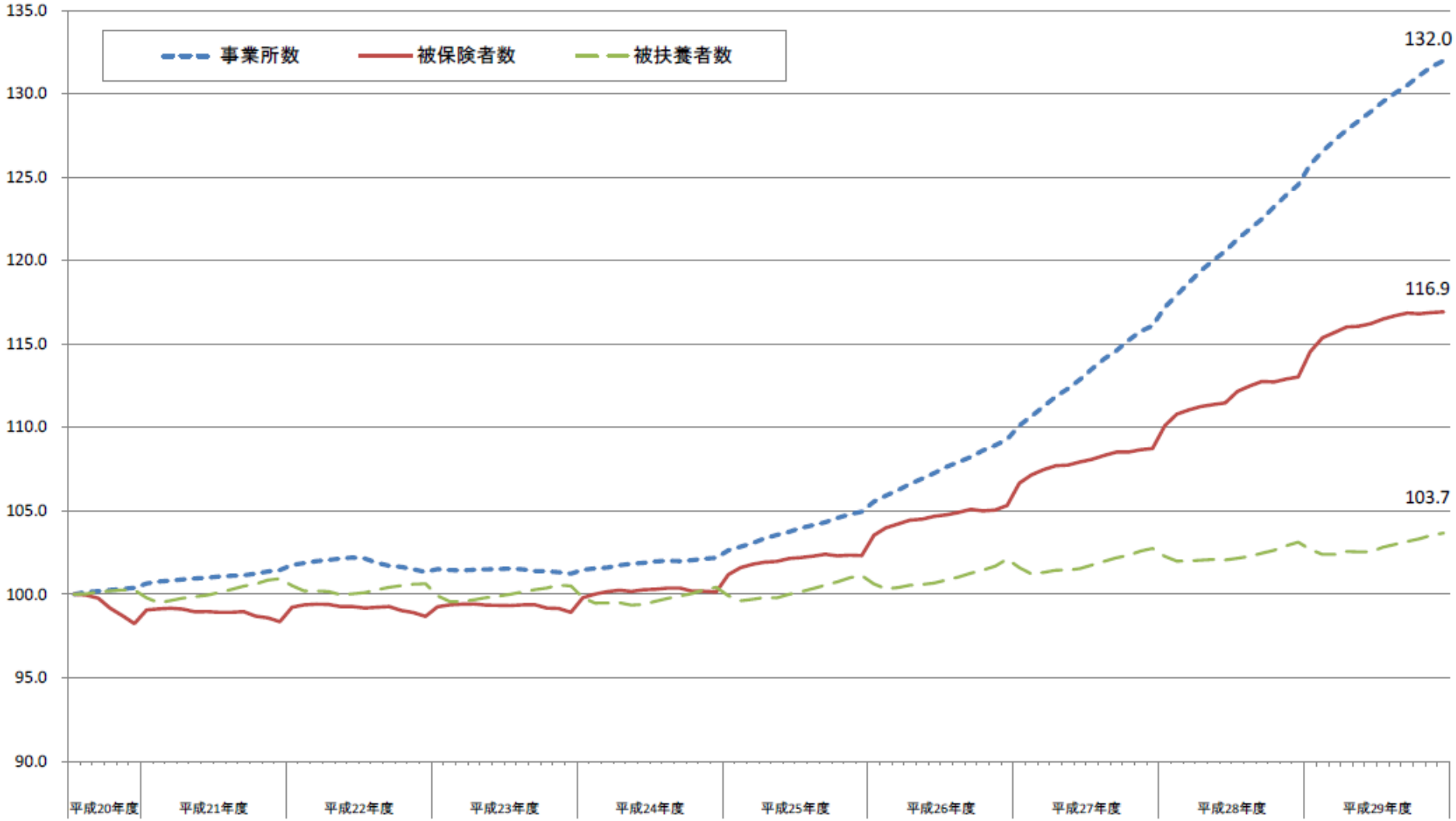

※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移

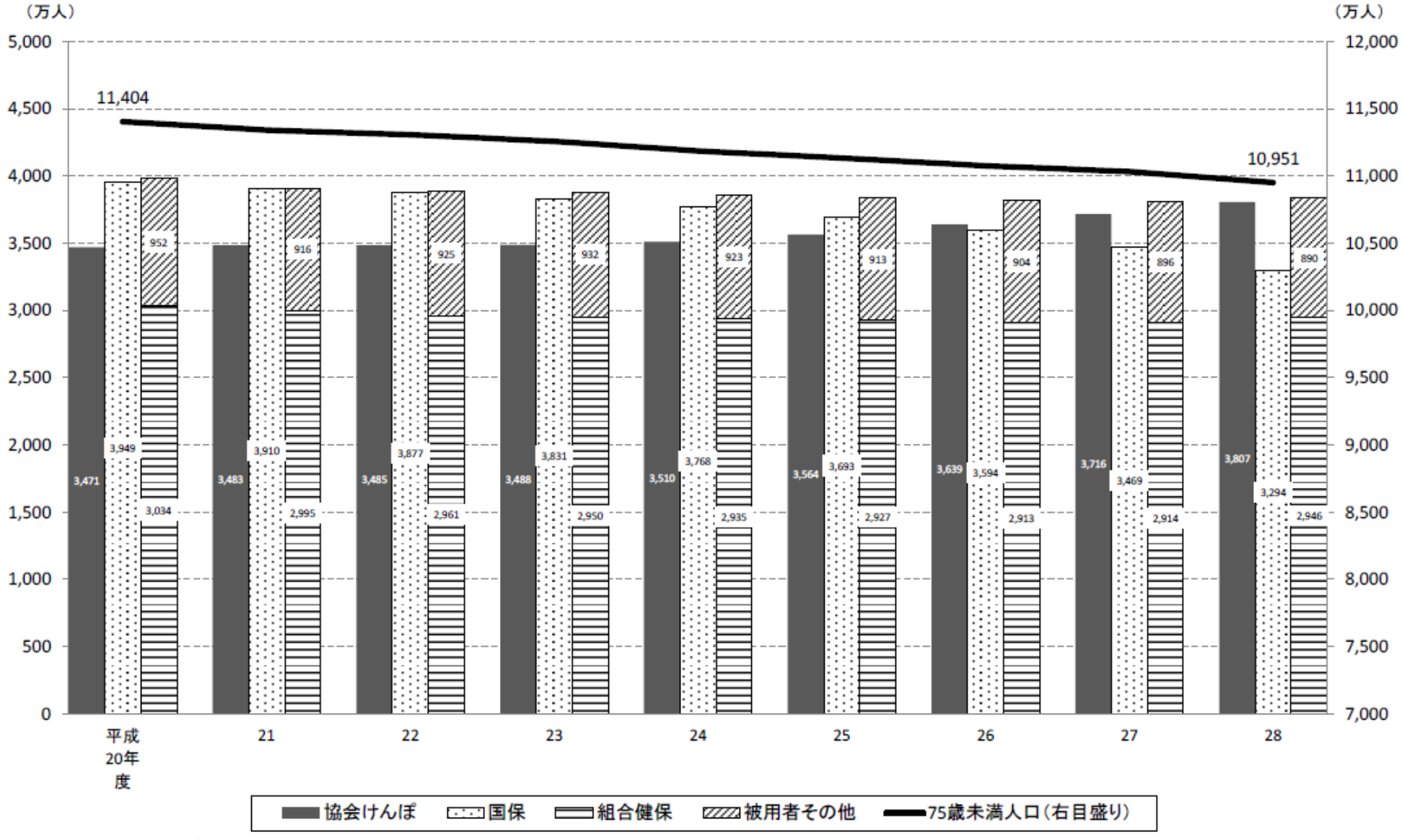

（注）1. 協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口（総務省統計局「人口推計」の総人口）を表す。
2. 被用者その他は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、共済組合は前年度末現在の数値を計上している。

平均保険料率10%を維持した場合の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
（平成29年度決算（見込み）に基づくごく粗い試算）

協会けんぽ（医療分）の平成２９年度決算（見込み）に基づき、賃金上昇率が「2020年度以降 0.6%」、「2020年度以降 0.0%」のそれぞれの場合について、平均保険料率１０．０%を維持したときの今後１０年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

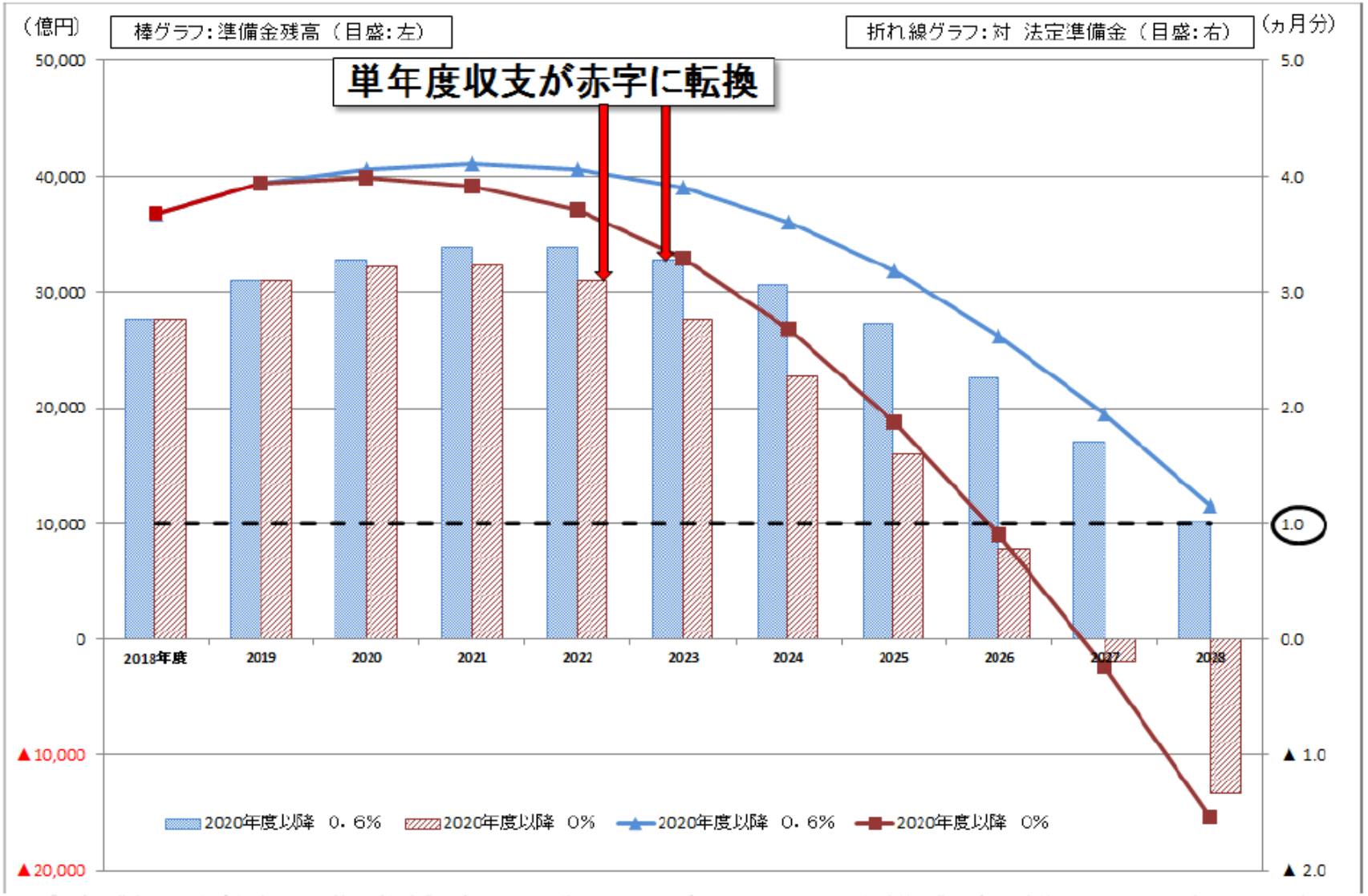

注1 「法定準備金」とは、健康保険法により協会が毎事業年度末において積み立てなければならないとされている、保険給付費及び拠出金等の1ヵ月分に相当する額のことである。
2 医療費の伸び、並びに、2018（平成30）、2019年度の加入者数の伸び及び賃金上昇率は過去3年間の実績等を用いている。

平成２９年度

決 算 報 告 書

第１０期

自　平成２９年　４月　１日

至　平成３０年　３月３１日

全国健康保険協会

決算報告書

（健康保険勘定）　　（単位：百万円）

収入				
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険料等交付金	9,724,891	9,724,891	－	
任意継続被保険者保険料	71,807	73,925	2,118	被保険者数が見込みを上回ったことによる増等
国庫補助金	1,248,848	1,245,319	△3,529	社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されなかったことによる減 注1①
国庫負担金	6,384	6,384	－	
貸付返済金収入	224	152	△72	高額医療費貸付件数の減
運用収入	0	2	2	預金利息の増
雑収入	14,553	15,209	655	
計	11,066,708	11,065,882	△826	

支出				
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険給付費	5,838,634	5,811,663	△26,971	加入者1人当たり保険給付費が見込みを下回ったことによる減　注1②、注2
拠出金等	3,486,900	3,491,323	4,423	
前期高齢者納付金	1,552,503	1,549,463	△3,040	前々年度精算額の減少に伴う減
後期高齢者支援金	1,821,864	1,835,220	13,357	高齢者医療費の増に伴う増
老人保健拠出金	40	26	△15	
退職者給付拠出金	112,480	106,601	△5,880	拠出率の減
病床転換支援金	12	13	1	
介護納付金	991,411	985,819	△5,592	
業務経費	137,609	118,186	△19,423	
保険給付等業務経費	9,257	8,116	△1,140	雇用者数が想定よりも少なかったことによる、保険給付等補助員経費の減
レセプト業務経費	4,092	3,842	△249	
企画・サービス向上関係経費	3,468	2,392	△1,076	入札による調達単価の減
保健事業経費	120,791	103,834	△16,957	健診実施率が見込みを下回ったことによる減　注1③
福祉事業経費	1	1	0	
一般管理費	56,944	41,824	△15,120	
人件費	18,306	15,360	△2,946	欠員、超過勤務の縮減等による減　注3
福利厚生費	64	43	△21	
一般事務経費	38,574	26,421	△12,153	システム開発費の減
貸付金	224	161	△63	高額医療費貸付件数の減
雑支出	44,973	11,165	△33,808	平成28年度の保険給付費等補助金の確定に伴う減　注1④
累積収支への繰入	510,014	－	△510,014	
計	11,066,708	10,460,141	△606,567	
収支差	0	605,741	605,741	

（注1）東日本大震災関係については以下のとおり。
　① 国庫補助金には、平成29年度災害臨時特例補助金、平成29年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
　② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用（2,284百万円）を含めて計上している。
　③ 保健事業経費には、健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用を含めて計上している。
　④ 雑支出には、平成28年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。
（注2）熊本地震について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用（2,175百万円）を含めて計上している。
（注3）常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。
（注4）収支差605,741百万円は、累積収支に繰り入れる。
（注5）計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成29年度全国健康保険協会（健康保険）決算報告書の概要

- 健康保険勘定の収入は11兆659億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が9兆7,249億円（87.9%）、任意継続被保険者保険料が739億円（0.7%）、国庫補助金・負担金が1兆2,517億円（11.3%）等となっています。
- 健康保険勘定の支出は10兆4,601億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が5兆8,117億円（55.6%）、後期高齢者支援金等の拠出金等が3兆4,913億円（33.4%）、介護納付金が9,858億円（9.4%）、業務経費・一般管理費が1,600億円（1.5%）等となっています。
- 健康保険勘定の収支差6,057億円は累積収支に繰り入れます。

（単位：億円）

		29年度予算（①）	29年度決算（②）			差額（②-①）
				医療分	介護分	
収入	保険料等交付金	97,249	97,249	88,532	8,717	-
	任意継続被保険者保険料	718	739	694	45	21
	国庫補助金等	12,552	12,517	11,343	1,174	△35
	その他	148	154	154	-	6
				(小計) 100,724	9,935	
	計	110,667	110,659			△8
支出	保険給付費	58,386	58,117	58,117	-	△270
	拠出金等	34,869	34,913	34,913	-	44
	介護納付金	9,914	9,858	-	9,858	△56
	業務経費・一般管理費	1,946	1,600	1,600	-	△345
	その他	452	113	113	-	△339
	累積収支への繰入	5,100	-	-	-	△5,100
				(小計) 94,743	9,858	
	計	110,667	104,601			△6,066
収支差		0	6,057			6,057

（注） 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成２９年度

財　務　諸　表

第１０期

自　平成２９年　４月　１日

至　平成３０年　３月３１日

全国健康保険協会

【健康保険勘定】

貸　借　対　照　表

平成30年3月31日現在

未確定（7/24運営委員会付議前）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	2,340,931,115,405	
未収入金	689,672,427,598	
前払費用	154,168,399	
未収収益	991,781	
被保険者貸付金	53,504,542	
その他	1,228,709	
貸倒引当金	△ 5,403,175,802	
流動資産合計		3,025,410,260,632
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産		
建物	1,749,280,911	
車両	3	
工具備品	35,063,935	
リース資産	9,256,782,132	
有形固定資産合計	11,041,126,981	
2　無形固定資産		
ソフトウェア	6,413,398,175	
ソフトウェア仮勘定	1,671,378,995	
無形固定資産合計	8,084,777,170	
3　投資その他の資産		
敷金	7,905,000	
投資その他の資産合計	7,905,000	
固定資産合計		19,133,809,151
資産合計		3,044,544,069,783

（単位：円）

科　　目	金　　額	
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
未払金	638,065,483,328	
未払費用	815,347,648	
預り補助金	75,000	
預り金	58,464,358	
前受収益	7,469,726,315	
短期リース債務	4,338,263,889	
仮受金	370,456	
賞与引当金	1,234,606,622	
役員賞与引当金	8,433,843	
流動負債合計		651,990,771,459
Ⅱ　固定負債		
長期リース債務	2,617,913,634	
資産除去債務	183,363,236	
退職給付引当金	18,507,687,403	
役員退職手当引当金	20,772,297	
固定負債合計		21,329,736,570
負債合計		673,320,508,029
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	6,594,277,976	
資本金合計		6,594,277,976
Ⅱ　健康保険法第１６０条の２の準備金		
準備金	1,746,722,839,652	
準備金合計		1,746,722,839,652
Ⅲ　利益剰余金		
当期未処分利益	617,906,444,126	
（うち当期純利益）	(617,906,444,126)	
利益剰余金合計		617,906,444,126
純資産合計		2,371,223,561,754
負債・純資産合計		3,044,544,069,783

【健康保険勘定】

損　益　計　算　書

自平成29年４月１日
至平成30年３月31日

（単位：円）

科目	金額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			5,800,133,482,052	
拠出金等				
前期高齢者納付金		1,549,308,598,282		
後期高齢者支援金		1,835,220,310,675		
退職者給付拠出金		106,600,883,987		
病床転換支援金		12,654,035	3,491,142,446,979	
介護納付金			985,818,992,110	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	9,172,777,859			
福利厚生費	15,941,910			
委託費	4,991,402,663			
郵送費	2,903,876,569			
減価償却費	2,535,168,546			
その他	640,738,306	20,259,905,853		
レセプト業務経費				
人件費	4,817,955,972			
福利厚生費	10,946,089			
委託費	1,909,443,766			
郵送費	563,470,514			
減価償却費	1,487,281,542			
その他	50,180,873	8,839,278,756		
保健事業経費				
人件費	5,177,424,407			
福利厚生費	11,041,345			
健診費用	94,903,004,632			
委託費	4,972,596,020			
郵送費	1,332,346,003			
減価償却費	1,534,864,384			
その他	1,280,967,031	109,212,243,822		
福祉事業経費		1,431,088		
その他業務経費		2,370,909,866	140,683,769,385	
一般管理費				
人件費		4,600,940,000		
福利厚生費		4,580,232		
一般事務経費				
委託費	4,320,943,605			
賃借料	259,412,308			
地代家賃	2,743,126,218			
修繕費	3,079,049,391			
その他	1,232,194,367	11,634,725,889		
減価償却費		3,490,385,620		
貸倒引当金繰入額		903,694,679		
その他		8,810,429,178	29,444,755,598	
事業費用合計				10,447,223,446,124

（単位：円）

科目	金額			
事業外費用				
財務費用				
支払利息		149,597,431	149,597,431	
事業外費用合計				149,597,431
経常費用合計				10,447,373,043,555
経常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			9,724,891,415,000	
任意継続被保険者保険料収益			71,705,384,396	
国庫補助金収益			1,245,314,451,974	
国庫負担金収益			6,383,961,000	
保険給付返還金収入			155,895	
診療報酬返還金収入			51,638,838	
返納金収入			7,051,693,629	
損害賠償金収入			7,261,673,990	
拠出金等返還金収入			1,259,971	
解散健康保険組合承継金			981,208,427	
その他			120,442,339	
事業収益合計				11,063,763,285,459
事業外収益				
財務収益				
受取利息		2,000,000	2,000,000	
雑益			1,679,560,914	
事業外収益合計				1,681,560,914
経常収益合計				11,065,444,846,373
経常利益				618,071,802,818
特別損失				
固定資産除却損			164,684,205	164,684,205
税引前当期純利益				617,907,118,613
法人税、住民税及び事業税				674,487
当期純利益				617,906,444,126

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日
（単位：円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 5,789,825,368,139
拠出金等支出	△ 3,480,688,403,908
介護納付金支出	△ 984,782,762,110
国庫補助金返還金支出	△ 8,724,101,726
被保険者貸付金支出	△ 161,264,300
人件費支出	△ 23,438,420,620
その他の業務支出	△ 127,443,801,746
保険料等交付金収入	9,531,643,543,000
任意継続被保険者保険料収入	73,485,126,243
国庫補助金収入	1,246,241,169,974
国庫負担金収入	6,383,961,000
拠出金等返還金収入	26,976,459
被保険者貸付返済金収入	151,754,942
その他の業務収入	15,224,476,642
小計	458,092,885,711
利息の支払額	△ 157,490,016
利息の受取額	1,994,520
法人税等の支払額	△ 581,526
業務活動によるキャッシュ・フロー	457,936,808,689
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の取得による支出	△ 400,000,000,000
定期預金の払戻による収入	400,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,972,883,078
無形固定資産の取得による支出	△ 2,653,524,153
その他の投資活動による収入	356,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,626,050,751
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の償還による支出	△ 5,393,587,512
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,393,587,512
Ⅳ 資金の増加額	447,917,170,426
Ⅴ 資金期首残高	1,693,013,944,979
Ⅵ 資金期末残高	2,140,931,115,405

【健康保険勘定】

利益の処分に関する書類

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ 当期未処分利益		617,906,444,126
当期純利益	617,906,444,126	
Ⅱ 利益処分額		617,906,444,126
健康保険法第１６０条の２の準備金繰入額	617,906,444,126	
Ⅲ 次期繰越利益		－

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の健康保険法第１６０条の２の準備金残高は 2,364,629,283,778円となります。

なお、健康保険法第１６０条の２の準備金として積み立てなければならない金額は 722,008,788,664円であります。

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

注　意　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年９月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～18 年
車両	３年
工具備品	２～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年６月 21 日法律第 83 号）附則第 15 条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 16 条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年８月８日法律第 182 号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．健康保険法第 160 条の２の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正 15 年６月 30 日勅令第 243 号）第 46 条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	21,901,858,793 円

Ⅳ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	2,340,931,115,405 円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△200,000,000,000 円
資金期末残高	2,140,931,115,405 円

２．重要な非資金取引の内容

(1) 当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 594,528,220 円であります。

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

注　意　事　項

Ⅵ　金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,340,931,115,405	2,340,931,115,405	－
(2) 未収入金	689,672,427,598		
貸倒引当金	△5,403,175,802		
	684,269,251,796	684,269,251,796	－
(3) 被保険者貸付金	53,504,542	53,504,542	－
資産 計	3,025,253,871,743	3,025,253,871,743	－
(1) 未払金	638,065,483,328	638,065,483,328	－
(2) リース債務	6,956,177,523	6,978,812,418	22,634,895
負債 計	645,021,660,851	645,044,295,746	22,634,895

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

Ⅶ　退職給付関係

1．採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,268,388,991円
勤務費用	1,184,305,957円
利息費用	23,394,476円
数理計算上の差異の発生額	△392,118,397円
退職給付の支払額	△927,322,106円
退職給付債務の期末残高	21,156,648,921円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	21,156,648,921円
未積立退職給付債務	21,156,648,921円
未認識数理計算上の差異	△2,648,961,518円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,507,687,403円
退職給付引当金	18,507,687,403円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,507,687,403円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,184,305,957円
利息費用	23,394,476円
数理計算上の差異の費用処理額	285,506,624円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,493,207,057円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.11%

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

注　意　事　項

Ⅷ　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間満了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（３～５年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0～0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	183,363,236 円
時の経過による調整額	－円
資産除去債務の履行による減少額	－円
期末残高	183,363,236 円

Ⅸ　重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件　　名	翌事業年度以降の支払予定額
全国健康保険協会健康保険システム基盤に係るハードウェア・ソフトウェアの維持管理費	3,085,533,588 円
全国健康保険協会ＬＡＮ環境及び端末等の維持管理費	1,900,347,120 円
全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション保守業務	874,653,120 円
全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション保守業務	484,242,050 円
全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務	296,135,366 円
全国健康保険協会健康保険システム情報系アプリケーション保守業務	387,545,388 円
全国健康保険協会システム基盤運用保守・アプリケーション運用業務	2,154,567,600 円
本部・支部事務所賃料等	605,064,832 円
合　　計	9,788,089,064 円

Ⅹ　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

Ⅺ　その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 29 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 29 年４月 19 日厚生労働省発保 0419 第５号厚生労働事務次官通知）の３及び平成 29 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 29 年４月 12 日厚生労働省発保 0412 第４号厚生労働事務次官通知）の３に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業	1,541,125,000	1,541,125,000	0
特定健診事業	83,000	8,000	75,000
合　計	1,541,208,000	1,541,133,000	75,000

(*1) 健康保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 75,000 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高　75,000 円）を全額取崩ししております。

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

付　属　明　細　書

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘　要
有形固定資産	建物	2,512,063,231	114,631,247	206,374,694	2,420,319,784	671,038,873	233,655,194	1,749,280,911	
	車両	2,221,282	－	－	2,221,282	2,221,279	－	3	
	工具備品	170,511,750	11,507,759	5,539,403	176,480,106	141,416,171	10,145,058	35,063,935	
	リース資産	29,019,553,687	1,324,410,915	－	30,343,964,602	21,087,182,470	6,638,484,716	9,256,782,132	注１
	計	31,704,349,950	1,450,549,921	211,914,097	32,942,985,774	21,901,858,793	6,882,284,968	11,041,126,981	
無形固定資産	ソフトウェア	10,243,306,954	1,678,092,794	－	11,921,399,748	5,508,001,573	2,177,775,778	6,413,398,175	注２
	ｿﾌﾄｳｪｱ仮勘定	441,304,819	1,671,378,995	441,304,819	1,671,378,995	－	－	1,671,378,995	注３、４
	計	10,684,611,773	3,349,471,789	441,304,819	13,592,778,743	5,508,001,573	2,177,775,778	8,084,777,170	

（注１）当期増加額は、全国健康保険協会システム基盤に係るハードウェア・ソフトウェア賃貸借一式によるもの（1,062,812,809円）等であります。
（注２）当期増加額は、全国健康保険協会番号制度対応のための環境構築によるもの（975,003,573円）等であります。
（注３）当期増加額は、特定健康診査制度改正に伴うアプリケーション改修によるもの（788,061,420円）等であります。
（注４）当期減少額は、ソフトウェアへの振替によるもの（441,304,819円）であります。

2．引当金の明細

（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘　要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	4,713,169,014	5,263,518,454	213,687,891	4,359,823,775	5,403,175,802	注１
賞与引当金	1,196,181,966	1,234,606,622	1,196,181,966	－	1,234,606,622	
役員賞与引当金	7,218,859	8,433,843	7,218,859	－	8,433,843	
退職給付引当金	17,941,802,452	1,493,207,057	927,322,106	－	18,507,687,403	
役員退職手当引当金	38,759,631	8,552,449	26,539,783	－	20,772,297	
計	23,897,131,922	8,008,318,425	2,370,950,605	4,359,823,775	25,174,675,967	

（注１）当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

付　属　明　細　書

3．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

（単位：円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
資本金					
政府出資金	6,594,277,976	－	－	6,594,277,976	
健康保険法第１６０条の２の準備金	1,267,151,018,642	479,571,821,010	－	1,746,722,839,652	注１
利益剰余金					
当期未処分利益	479,571,821,010	617,906,444,126	479,571,821,010	617,906,444,126	

（注１）当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4．国等からの財源措置等の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘　要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	1,122,686,030,000	－	1,122,686,030,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	1,999,497,000	－	1,999,497,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金（東日本大震災分）	8,000	－	8,000	
介護納付金補助金	115,358,206,974	－	115,358,206,974	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,591,318,000	－	1,591,318,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	127,829,000	－	127,829,000	
災害臨時特例補助金（医療保険）	1,541,125,000	－	1,541,125,000	
介護保険事業費補助金	2,015,279,000	－	2,015,279,000	
事務費負担金	6,383,961,000	－	6,383,961,000	
計	1,251,703,253,974	－	1,251,703,253,974	

未確定（7/24運営委員会付議前）

【健康保険勘定】

付　属　明　細　書

5．役員及び職員の給与費の明細

（単位：円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	（ 4,890,920 ） 88,372,918	（ 2 ） 6	（ － ） 26,539,783	（ － ） 2
職　員	（ 6,908,591,173 ） 12,506,390,193	（ 3,120 ） 2,063	（ － ） 927,322,106	（ － ） 93
計	（ 6,913,482,093 ） 12,594,763,111	（ 3,122 ） 2,069	（ － ） 953,861,889	（ － ） 95

（注１）役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

（注２）職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

（注３）支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

（注４）非常勤の役員及び職員は、外数として（　）で記載しております。

未確定（7/24運営委員会付議前）